

構造的な価格転嫁の実現に向けた提言（概要）

1. 現状認識：構造的な賃上げの実現に向けた構造的な価格転嫁の環境整備の必要性

- ・ 日本経済の最重要課題「構造的な賃上げ」を実現するためには、構造的な賃上げ原資の確保、構造的な価格転嫁の実現を図っていくことが必要。
- ・ 中小企業における賃上げ・価格転嫁を後押しし、「デフレ脱却、構造的賃上げが実現する社会へのパラダイム転換」を実現すべく提言。

2. 労務費の価格転嫁、独占禁止法の優越的地位濫用行為規制の徹底

(1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、厳正な執行

- ・ 「労務費転嫁の指針」に沿わない行為に対しては、公正取引委員会において、法律に基づき厳正に対処することが必要。
- ・ 指針の徹底と取り組み状況のフォローアップを、公正取引委員会・各事業所管省庁において実施すべき。調査の結果、悪質な事業者については、公正取引委員会において、その事業者名の公表を行うべき。

(2) 独占禁止法の厳正な対応

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇が取引価格に適切に反映されるよう、問題が認められた行為について、独占禁止法に基づき厳正に対処すべき。

3. 下請法に関するもう一段の取組（執行強化、法改正等）

(1) 下請法の執行強化・面的な執行

- ・ 公正取引委員会による取り組みにとどまらず、事業所管省庁とも連携した「面的な執行」が重要。そのための公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の執行体制・機能強化が必要。

(2) 「下請」という用語について

- ・ 下請法制定時から受注者、発注者の意識も大きく変わってきており、こうした時代の変化に対応し、「下請事業者」に代わる用語を検討すべき。

(3) 買い叩き規制について（価格据え置き取引への対応など）

- ・ コスト上昇局面における価格据え置き行為や、減額での勧告を逃れるための買ったたきなど、価格交渉をせず一方的に下請事業者の経営を圧迫するような価格を設定する事例にも対応できるよう制度の見直しを検討すべき。

(4) 約束手形による支払について

- ・ 約束手形の支払サイトを60日以内にするよう、関係業界へ丁寧に周知等を行いつつ、サプライチェーン全体での支払サイトの短縮や現金による支払を働きかけるべき。
- ・ 2026年を目途とした約束手形の利用の廃止に向けて、下請代金の支払手段として、約束手形による支払を、少なくとも下請法においては認めない方向で検討すべき。

(5) 物流の「2024年問題」への対応

- ・ 「2024年問題」への対応として関係省庁間で一層緊密に連携し、関係法令に基づく取組を行うとともに、発荷主と物流事業者との間の取引についても下請法の対象とすることについて検討すべき。